

(別紙様式1)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：香川県

農業委員会名：高松市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

農家数(戸)		農業者数(人)		経営数(経営)	
総農家数	8,682	農業就業者数	7,275	認定農業者	328
自給的農家数	3,812	女性	3,769	基本構想水準到達者	68
販売農家数	4,870	40代以下	596	認定新規就農者	38
主業農家数	404	※ 農林業センサスに基づいて記入。		農業参入法人	
準主業農家数	712			集落営農経営	36
副業的農家数	3,754			特定農業団体	0
				集落営農組織	36

※ 農林業センサスに基づいて記入。

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑			計
		普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	4,880	881			5,760
経営耕地面積	3,414	513	198	315	3,927
遊休農地面積	108	59			168
農地台帳面積	5,948	2,007			7,955

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 R 5 年 7 月 19 日

	農業委員		定数	実数	地区数
	定数	実数			
農業委員数	24	24			
認定農業者	—	14			
認定農業者に準ずる者	—	0			
女性	—	3			
40代以下	—	2			
中立委員	—	1			
農地利用最適化推進委員			55	55	7

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	5,760 ha	1,482 ha	25.7 %
課 題	農業従事者の減少や高齢化が進む中、担い手の育成が課題となっている。また基盤整備率が低く面積が小さい農地が多いことから、作業効率を高めるため、農業経営基盤強化促進法による利用権設定や農地中間管理事業の活用により、農地の利用集積・集約化を促進する必要がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 1,585 ha (うち新規集積面積 103 ha)
	目標設定の考え方: 高松市農業経営基盤強化促進基本構想における農用地利用集積の令和10年度の目標である40%に当たる面積2,304haに対し、 $(2,304\text{ha} - 1,482\text{ha}) \div 8\text{年} = 103\text{ha}$ を令和3年度の単年度集積面積目標とする。
活動計画	農業委員・推進委員の地元地区活動の中で、香川県農地機構と連携し、農地の利用集積に向けた掘り起こしや担い手へのあっせんに努める。また、年2回、農業委員会だよりで利用権設定や農地中間管理事業の制度を周知するとともに、8月と1月に農業相談会を開催し、農用地利用集積計画による利用権設定に努める。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	H30年度新規参入者数	R元年度新規参入者数	R2年度新規参入者数
	4 経営体	5 経営体	8 経営体
	H30年度新規参入者が取得した農地面積	R元年度新規参入者が取得した農地面積	R2年度新規参入者が取得した農地面積
	2.6 ha	2.7 ha	5.0 ha
課 題	新規参入を促進するため、高松市農林水産課や東讃農業改良普及センター、香川県農業会議、香川県農協など関係機関と連携するとともに、香川県農地機構とも連携・協力しながら、農地の確保等、農地に関するサポートを積極的に行っていく必要がある。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	5 経営体	参入目標面積	2.5 ha
活動計画	高松市農業振興計画ならびに農地等の利用の最適化の推進に関する指針における認定新規就農者数の目標である令和5年度60人に対し、令和2年度末実績が63人となり既に上回っているため、令和3年度の単年度目標は昨年度と同じとする。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	5,928 ha	167.5 ha	2.8 %
課 題	農業従事者の高齢化や担い手不足により、耕作者の確保が難しく、遊休農地が増加傾向にある。農地利用状況調査により遊休農地を把握するとともに、耕作が難しくなってきた農業者や遊休農地の所有者に対し、農業経営基盤強化促進法による利用権設定や、農地中間管理事業の活用を促すなど、遊休農地の解消に向けて、積極的に関わっていく必要がある。		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
 ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 13.6 ha		
	令和3年度の管内農地面積5,928haを基準とし、令和2年7月に見直した最適化指針における目標年度である令和10年度の遊休農地面積の目標割合を1%とした場合、目標の遊休農地面積は59.3haとなる。令和2年度の遊休農地面積168haから令和10年度までの8年間で目標の遊休農地面積59.3haを目指すためには、令和3年度の解消目標面積は(168ha-59.3ha)÷8年≒13.6haとなる。		
活 動 計 画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	178 人	7月～10月	10月～11月
	調査方法	これまで作成した地図等により、各地区部会ごとに農地利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査を兼ねて農地パトロールの中で一体的に行う。調査の日時、各農業委員・推進委員の担当場所を決めて市と共同で実施する。また、農業上の利用増進が図られるよう耕作放棄地の所有者等に対し、香川県農地機構への貸付けを促す。 1 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査で再生利用が可能な荒廃農地の把握及び地域における目視によるその他の遊休農地の把握 2 農地法の許可案件の履行状況の調査・確認 3 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農地の履行状況の調査・確認 4 農地の違反転用の早期発見 5 相続税・贈与税納税猶予特例適用農地の営農状況の調査・確認 6 仮登記農地の利用状況の確認	
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期
	11月～12月	1月～2月	
その他	農業委員・推進委員が随時、遊休農地及び遊休農地となるおそれのある農地について指導する。		

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入
 ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない
 ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	5,760 ha	0.0 ha
課 題	毎年1haを超える違反転用が発生しているが、これらは発生年度内に確実に解消しなければならない。	

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
 ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の活動計画

活動計画	○違反転用の是正指導 違反転用者に対し、毎月、違反の是正の意向、是正までのスケジュール等の聞き取りを実施する。 ○違反転用の発生防止に向けた取組 ・農業委員会だより等で、市民に対し違反転用が犯罪であることの周知に努める。 ・地域内の農地の状況把握に努め、違反転用の是正・未然防止を図る。
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入